

国土交通省の安全確保に関する命令発出について

三菱ケミカル物流株式会社
取締役社長 横山 一郎

令和2年（2020年）12月7日に弊社が定期傭船契約により運航する石峰海運株式会社所有の「菱幸丸」が、浦賀水道航路において海上交通安全法に規定する右側航行義務違反を犯し、横須賀海上保安部により、同船舶長の酒気帯び状態による航海当直が確認されました。

国土交通省関係部局をはじめ、航路を利用される皆さまに多大なご迷惑とご心配をおかけすることとなり、深くお詫び申し上げます。

本件につきまして、本日、令和3年（2021年）5月17日付で、国土交通省関東運輸局から弊社に対し、内航海運業法第25条第1項の規定に基づき、かかる事態の再発防止と輸送の安全確保を図るため、「輸送の安全の確保に関する命令」が発出されました。

弊社と致しましては、今回発出された命令を真摯に受け止め、このような事態を起こさないよう再発防止措置を講じ、安全運航に努めて参ります。

「輸送の安全の確保に関する命令」（関東運輸局 WEB サイト）：

<https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/content/000236821.pdf>

本件に関するお問い合わせ先：総務部（土山、太田）
電話：03-5408-4500